

平成 25 年 1 月 1 日以降支払いの退職分から退職手当に係る市民税・県民税の計算方法が変わります。

- 1 勤続年数5年以下の法人役員等の退職手当に係る2分の1課税が廃止されます。
- 2 退職所得に係る市民税・県民税の10%の税額控除が廃止されます。

税額の算出方法

※ 勤続年数5年以下の役員等

$$\boxed{\text{退職手当等の支払金額}} - \boxed{\text{退職所得控除額}} = \boxed{\text{退職所得の金額}}$$

$$\text{市民税} = \boxed{\text{退職所得の金額}} \times 6\% \quad (\text{100円未満の端数切捨て})$$

$$\text{県民税} = \boxed{\text{退職所得の金額}} \times 4\% \quad (\text{100円未満の端数切捨て})$$

※ 勤続年数5年を超える役員等及び役員等以外

$$\left(\boxed{\text{退職手当等の支払金額}} - \boxed{\text{退職所得控除額}} \right) \times \frac{1}{2} = \boxed{\text{退職所得の金額}}$$

$$\text{市民税} = \boxed{\text{退職所得の金額}} \times 6\% \quad (\text{100円未満の端数切捨て})$$

$$\text{県民税} = \boxed{\text{退職所得の金額}} \times 4\% \quad (\text{100円未満の端数切捨て})$$

※ 役員等とは次の者をいいます

法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人
その他

(その他の役員等に該当するかどうかについてはお近くの税務署にお問い合わせください。)

また、「特定役員退職手当等 Q & A」が国税庁より下記のURLで公表されています。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/gensen/240816.pdf>

3 退職所得控除額の算出(従来どおり)

勤続年数に基づき、次の算式により退職所得控除額を求めます。
勤続年数に1年未満の端数があるときは、1年に切り上げます。例えば、34年2ヶ月勤務した人が退職した場合の勤続年数は、35年となります。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数(最低80万円)
20年を超えるとき	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※ 在職中に障害者となり、それが直接の原因で退職した場合は、障害退職となり、上記の金額に100万円を加算した金額が控除額となります。

4 住民税の納入(従来どおり)

納入期限 : 市民税・県民税の合計額を徴収した月の翌月10日
納入先 : 「退職した日等」の属する年の1月1日現在の退職者の住所地の市町村

計算例

① 勤続年数 3年の役員等 退職手当等支払額 5,000,000円の場合

控除額 $400,000 \times 3 = 1,200,000$ 円
退職所得 $5,000,000 - 1,200,000 = 3,800,000$ 円
市民税額 $3,800,000 \times 6\% = 228,000$ 円
県民税額 $3,800,000 \times 4\% = 152,000$ 円
納入税額 $228,000 + 152,000 = 380,000$ 円

② 勤続年数 28年の役員等以外 退職手当等支払額 18,000,000円の場合

控除額 $8,000,000 + 700,000 \times (28-20) = 13,600,000$ 円
退職所得 $(18,000,000 - 13,600,000) \times 1/2 = 2,200,000$ 円
市民税額 $2,200,000 \times 6\% = 132,000$ 円
県民税額 $2,200,000 \times 4\% = 88,000$ 円
納入税額 $132,000 + 88,000 = 220,000$ 円